

第4回 「京都市路上喫煙等対策審議会」 議事次第

開催日	平成21年2月2日(月)
時間	午後2時から
会場	市民生活センター 研修室

1 開 会

2 事務局からの報告

- (1) 広報活動の取組について
- (2) 「喫煙場所 SMOKING AREA」の利用状況
- (3) 過料徴収開始による効果

3 その他

4 閉 会

広報活動の取組について

1 これまでの広報活動の取組

(1) 広報活動

ア 啓発ポスター掲出，啓発チラシ及び観光マップ配布

- ・ 啓発ポスター，啓発チラシ

市営駐車場（駐車場公社）及び地下鉄主要駅へのポスター掲示，市バス・地下鉄車内吊広告，市政広報板，観光・商業・運輸関係機関へのポスター掲示，啓発チラシ町内回覧

- ・ 観光マップ

「KYOTO CITY MAP」(観光協会)，京都まち歩きマップ(観光振興課)，「歩いて楽しい散策マップ おこしやす東山」(東山3K協力金会議)

- ・ その他

うちわ作成(1万部)，ポケットティッシュ作成



英語版，外国人観光客向けうちわ(セブン銀行)
街頭啓発，市内旅館・ホテル配布



市営駐車場ポスター掲示

イ 広報媒体等を介した広報宣伝

- ・ 観光雑誌等

フリーペーパー「京都時刻表 京都駅+」，京都おでかけ公式マガジン「P-Side」，「秋の京都 のりかえ駐車場(秋のパーク&ライド)」，「京ごよみ6月号」，「成人の日 記念式典配布パンフレット」 など

- ・ その他

市役所本庁舎正面看板，高島屋懸垂幕



市役所本庁舎正面看板



高島屋懸垂幕

ウ 路面標示タイルの設置

禁止区域10路線の見やすい場所(62箇所)に設置。

30cm又は40cm四方



路面標示タイル(非透水性)



路面標示タイル(透水性)

エ 観光案内板プレートの付加

市役所や京都駅前など市内6箇所の観光案内板に条例周知プレート付加



市役所前 観光案内板



プレート(1m×0.3m)
英語, 中国語, 韓国語 併記

(2) 啓発活動

ア 自主啓発活動

- ・ 過料徴収に伴う街頭啓発活動（平成20年5月2日）



街頭啓発・パレード出発



街頭啓発

- ・ 過料徴収セレモニー（平成20年6月1日）



セレモニー・出発式



セレモニー・喫煙設備寄贈に対する感謝状贈呈

イ 各区ふれあいまつりにおける啓発

各区ふれあいまつりで、条例に関する「×クイズ」を実施（11区・支所）

ウ 「路上禁煙キャンペーンなごや2008」（8市合同街頭啓発）



各区ふれあいまつり啓発コーナー



路上禁煙キャンペーンなごや2008

エ 他局等主催事業における合同啓発活動

「道の日」記念事業（建設局）、「世界の京都・まちの美化市民総行動」（環境局）、「地域の絆づくり」事業（民間企業）

2 今後の広報活動の取組

(1) 啓発ポスター・パネル等の掲出

旅行業者，鉄道事業者等と連携した啓発ポスター等の掲出。

(2) 外国人観光客への周知・啓発

英語版ホームページの作成，外国人観光客向け雑誌への記事掲載。

(3) 三都市会議の実施

過料徴収を実施している三都市（大阪市，神戸市，京都市）で，三都市会議を設置し，情報・意見の交換を実施するとともに，合同ポスターや合同チラシを作成するなど，広報活動での連携を図り，観光旅行者等の市外在住者への周知・啓発活動を協働して実施する。

「喫煙場所 SMOKING AREA」の利用状況

1 「喫煙場所 SMOKING AREA」

- (1) 供用開始 平成20年5月30日(金)午前10時
- (2) 場 所 中京区西木屋町通四条上(高瀬川沿い)
- (3) 寄付団体 日本たばこ産業株式会社京都支店
- (4) 設備内容 面積約18㎡(6m×3m), 条例周知ボード付き大型灰皿3基

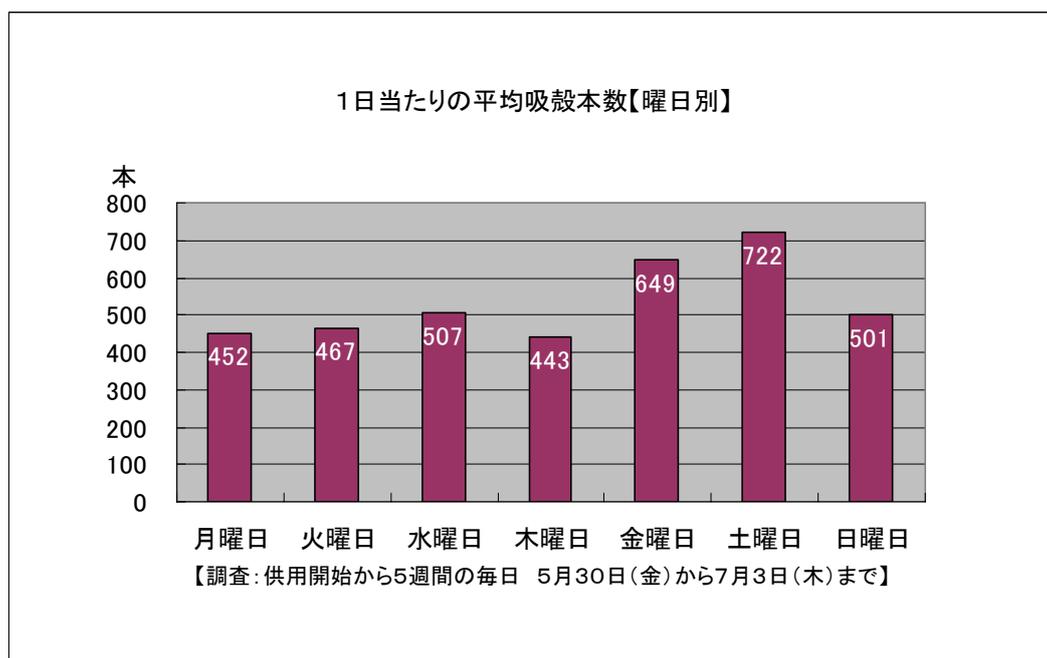


2 利用状況

(1) 利用状況の推移

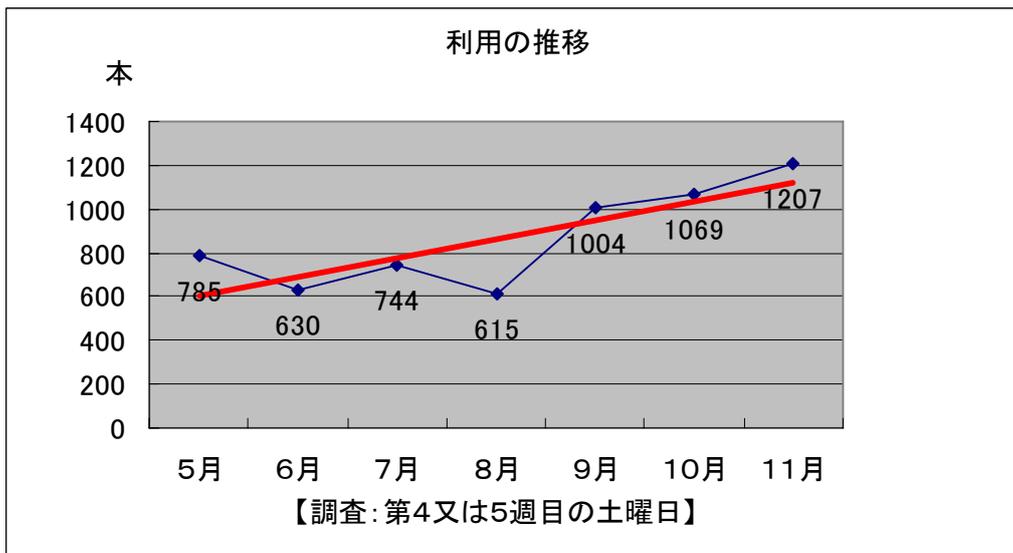
ア 曜日別推移

曜日別に分析すると、吸い殻の本数は金・土曜日に多い。



イ 月別推移

吸い殻の本数は増加傾向にある。

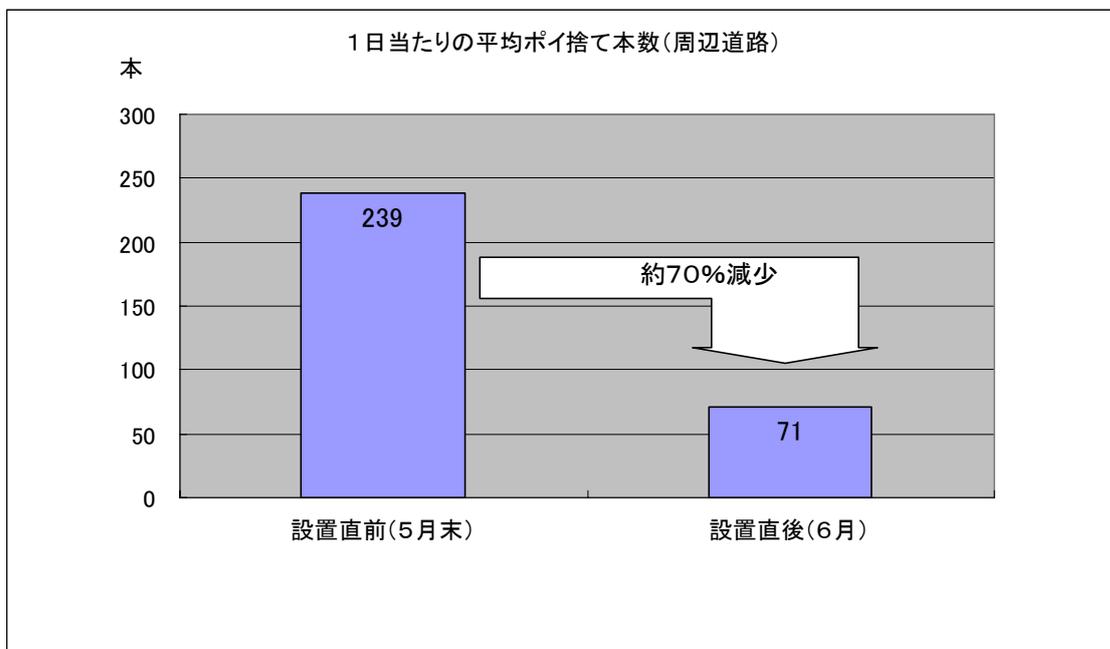


(2) まとめ

吸い殻の本数は確実に増加しており，喫煙場所に対する喫煙者の認知度が高くなっている。

3 その他効果

喫煙場所を設置したことにより，周辺道路のポイ捨て本数が約7割減少し，環境美化に大きく貢献した。



(注意)

「2 利用状況」，「3 その他効果」は，日本たばこ産業株式会社京都支店調査による。

過料徴収開始による効果

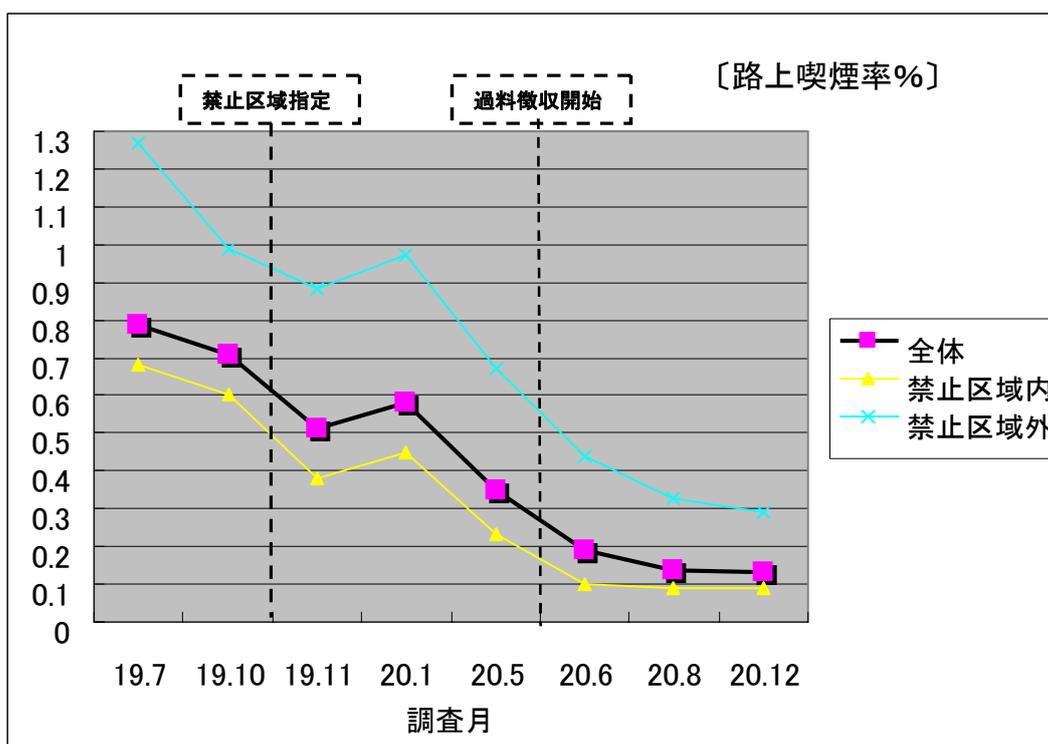
1 路上喫煙率

1 時間当たりの通行者に占める喫煙者の割合。

調査実施月の平日，休日各 1 日に 2 時間（13:00～14:00，17:30～18:30）

〔路上喫煙率%〕	全体	禁止区域内	禁止区域外	調査箇所数 (うち区域内)
指定前 (H19.7～9)	0.79	0.68	1.27	19 (12)
指定直前 (H19.10)	0.71	0.60	0.99	21 (12)
指定直後 (H19.11)	0.51	0.38	0.88	21 (12)
	35%	44%	31%	
指定後 (H20.1)	0.58	0.45	0.97	21 (12)
	27%	34%	24%	
過料徴収直前 (H20.5)	0.35	0.23	0.67	21 (12)
	56%	66%	46%	
過料徴収直後 (H20.6)	0.19	0.10	0.44	21 (12)
	76%	85%	65%	
過料徴収後 (H20.8)	0.14	0.09	0.33	21 (12)
	82%	87%	74%	
過料徴収後 (H20.12)	0.13	0.09	0.29	21 (12)
	84%	87%	77%	

は，対「指定前 (H19.7～9)」の減少率



2 過料処分件数等

・ 過料処分件数

期間	処分件数	(内訳)						
		現金	納入通知書	男性	女性	市内	市外	不明
20年 6月	88	78	10	70	18	37	44	7
7月	73	62	11	66	7	40	28	5
8月	41	31	10	40	1	21	17	3
9月	50	47	3	44	6	26	22	2
10月	43	35	8	41	2	20	16	7
11月	52	47	5	48	4	15	18	19
12月	30	29	1	30	0	6	8	16
21年 1月	24	22	2	24	0	8	10	6
合計 (比率)	401	351 (88%)	50 (12%)	363 (91%)	38 (9%)	173 (43%)	163 (41%)	65 (16%)

「21年1月」は1月25日現在

3 未納者への対応

平成21年1月25日現在、納入通知書を発行した違反者(50人)のうち、18人が過料を納入しており、納入通知書による納付率は36%である。(過料の徴収率(#)は92%である。)

今後とも、過料処分の公平性を確保するため、未納者に督促を行い、支払いを求めていく。

(#)過料の徴収率 過料処分件数に占める納入件数の割合